

粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

| No | 資料名 | 頁/ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|----|----|---------------|--|--|
| | | | 第1 | 3 | (2) | ウ | a | | | |
| 1 | 要求水準書 | 3 | 第1 | 3 | (2) | ウ | a | PEN樹脂製個別食器の使用 | 使用されるPEN食器の型式及び寸法ご指示ください。 | 参考資料9「使用予定食器一覧」をご参照ください。 |
| 2 | 要求水準書 | 3 | 第1 | 3 | (2) | ウ | d | 地産地消の推進 | 地産とはどのようなものを想定していますかまた、入荷時の状態は如何でしょうかご教授ください。 | 福岡県産を想定しています。入荷時の状態については、要求水準書(案)をご覧ください。 |
| 3 | 要求水準書 | 5 | 第1 | 3 | (4) | ウ | cc | 福岡県土壌汚染対策指導要綱 | 福岡県土壌汚染対策指導要綱第5条における各種調査は本事業対象外と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (5) | ※1 | | 引渡し日 | 施設の引渡し日は形式上、施設整備が完了し、貴町の完工確認及びSPCの竣工確認が終了した以降の日で、さらに開業準備が開始される以前の日が設定されるという認識でよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | | 敷地緑化・壁面位置の制限 | 敷地緑化・壁面位置の制限/JR 軌道側フェンスから1.5mの場所に敷設されている上下水道管の敷設断面図をお知らせください。 | 施設内の上水道、下水道の配管図については、参考資料2「インフラ整備状況図」に追加します。敷設断面図については、工事着手前にお知らせする予定にしています。 |
| 6 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | | 敷地緑化・壁面位置の制限 | 「宿泊施設の上下水道管の敷設がある。」とありますが、具体的に詳細がわかる敷設図面をご教示下さい。 | 宿泊施設の上下水道管については、参考資料2「インフラ整備状況図」に追加します。 |
| 7 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | | 敷地概要 | 敷地概要に「敷地面積:7,218.58㎡」、参考資料1の測量図面積7247.49㎡とございます。実測図面積7247.49㎡が正と考えて宜しいでしょうか。 | 登記簿面積と実測面積の差ですが、実測面積を使用してください。 |
| 8 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | | 敷地概要 | 敷地概要に(建築面積制限あり)と記載がございます。建蔽率60%という解釈と考えて宜しいでしょうか。 | 現学校給食センターの稼働及び南側施設の配置を考慮し、設計・建築できる面積に制限があると考えています。 |
| 9 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (8) | ア | | 敷地概要 | 7218.58㎡(建築面積に制限有り)とあるが、具体的にどのような制限の意図でしょうか | No. 7、8の回答をご参照ください。 |
| 10 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | | 敷地概要 | (建築面積に制限有り)とは敷地内に既設共同調理場があり、計画地として使用できないという意味でしょうか。その場合の明確な敷地内のエリアの線引きをお示しください。 | ご理解のとおりです。なお、施設整備時に現給食センターの稼働に支障がないよう現施設から南側6メートル程度は、配送用通路として確保してください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|---|------------|---------|--|--|
| 11 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | | 敷地概要 | 敷地内の既設共同調理場部分は、撤去後の用途はどのようにお考えでしょうか。 | 給食センターの用途(駐車場等)での利用を想定しています。 |
| 12 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | | 敷地概要 | 敷地内の既設共同調理場部分は、撤去後の整備は貴市が行うと考えてよろしいのでしょうか。 | 外構整備・植栽整備業務の一環として、事業者の業務範囲とします。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 13 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況 a | 上水道・下水道 | JR線路敷を横断している上水管、下水管の位置は変更できないと考えるべきでしょうか。また、障害者宿泊施設からの下水管、柵の埋設状況をお知らせください。 | JR線路敷を横断している上水管、下水管の位置については、変更不可とします。後段の障害者宿泊施設からの下水管等の埋設状況については、参考資料2「インフラ整備状況図」に追加します。 |
| 14 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況 c | 送水管 | 本敷地内に埋設の井戸水送水設備の維持管理は、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況 c | 送水管 | “送水管が埋設されており移設が必要となる”とございますが、その趣旨を教えてくださいませんか。 | 事業予定地に送水管が埋設されており、施設整備の際、必要に応じて移設を行うこととします。参考資料2「インフラ整備状況図」をご確認ください。 |
| 16 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況 e | 電力 | 「移設が必要な電柱が2本ある。」とありますが、具体的にどの電柱でしょうか。ご指示をお願いいたします。 | 移設する電柱については、4本に修正します。位置については、事業者にてご確認ください。 |
| 17 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況 e | 電力 | また、上記の移設費用は、町側もしくは事業者側のどちらの負担でしょうか。 | 移設費用については、事業者にて設置者にご確認ください。なお、費用が発生した場合は、事業者負担となります。 |
| 18 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況 a | 上水道 | 敷地内まで埋設とありますが、敷地内の既設給水管および給水機器を当該施設に利用してよろしいでしょうか。 | 新設することを想定しています。 |
| 19 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況 b | 下水道 | 下水道(雨水・汚水)とありますが、合流という理解でよろしいでしょうか。 | 合流とは考えていません。本事業で発生する雨水については、東側道路側溝に放流することとしています。 |
| 20 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況 b | 下水道 | 「敷地南西フェンス下に身障者宿泊施設用の下水管が埋設」とありますが、身障者宿泊施設の正確な位置と、分筆するのであればそのラインをお示しください。 | 障害者宿泊施設からの下水管等の埋設状況については、参考資料2「インフラ整備状況図」に追加します。分筆については、想定していません。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|---|------------------|---|---|
| | | | 第1 | 3 | (6) | ア | | | |
| 21 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況b 下水道 | 「敷地南西フェンス下に身障者宿泊施設用の下水管が埋設」とありますが、この下水管は将来にわたり維持することが必要ですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 22 | 要求水準書 | 6 | 第1 | 3 | (6) | ア | インフラ整備状況e 電力 | 移設が必要な電柱が2本あるとありますが、移設に係る費用が発生した場合は諸手続き及び費用は貴市ご負担と考えて宜しいでしょうか。 | No. 17の回答をご参照ください。なお、諸手続きについては、事業者にて行ってください。 |
| 23 | 要求水準書 | 7 | 第1 | 3 | (6) | ア | 地質条件 地質条件 | b.廃棄物処理及び清掃に関する法律第15条の区域指定を受ける予定とあり、その他としてd.町は、建物解体時に・・・現学校給食センター建物敷地の地質サンプリング調査を実施する。事業者は・・・協力を行うこととありますが、具体的に本敷地にはどのようなことが懸念されていて、区域指定等事業者は何を見込む必要があるのか教えてください。 | 解体撤去時に土壤汚染対策法に基づく形質変更届出に係るサンプリング調査を実施するため、2週間程度解体撤去が中断されることとなります。 |
| 24 | 要求水準書 | 7 | 第1 | 3 | (6) | ア | 周辺道路 周辺道路 | 周辺道路に東側道路を町道認定予定と記載がございます。道路幅員の関係で敷地内側へのセットバックは「無」と考えて宜しいでしょうか。 | 道路幅員は6メートルを予定しており、セットバックの必要はない見込みです。 |
| 25 | 要求水準書 | 7 | 第1 | 3 | (6) | ア | その他 a その他 | 「本件施設の工事期間中は、現在の学校給食共同調理場の利用を継続する。このため、本件施設開所の約1か月前に現給食センターの操業を中止し、減給食センターの撤去工事を開始する」とありますが、撤去にかかる期間をどのようにお見込でしょうか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 26 | 要求水準書 | 7 | 第1 | 3 | (6) | ア | その他 a その他 | 「本件施設開所の約1か月前に現給食センターの操業を中止し、現給食センターの撤去工事を開始する」とありますが、開業準備期間を2か月とすると、現給食センターの操業および終了後撤去工事は、同時進行となるのでしょうか。 | 現給食センターの操業終了後の撤去は、事業者の提案によるものとします。 |
| 27 | 要求水準書 | 7 | 第1 | 3 | (6) | ア | その他 b その他 | 西側の敷地境界線は、鉄道用地の中心から何mの位置にありますか、図示等で示してください。 | 5. 6メートル程度です。詳細については、事業者にてご判断ください。 |
| 28 | 要求水準書 | 7 | 第1 | 3 | (6) | ア | その他 d その他 | “サンプリング調査を実施する”とありますが、その趣旨を教えてくださいませんか。また、その調査の概要を御教示ください。 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更届出に係る調査です。 |
| 29 | 要求水準書 | 7 | 第1 | 3 | (6) | ア | その他 d その他 | 町が行う地質サンプリング調査時に事業者が協力する内容について想定されていることを示してください。 | No. 23の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁/ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|---|------|----------|--|--|
| | | | 第1 | 3 | (7) | ア | a | | | |
| 30 | 要求水準書 | 7 | 第1 | 3 | (7) | ア | a | 提供食数 | 予想最大は6,411食とあり、最大7,000食/日までの設備が必要でしょうか。 | 必要です。 |
| 31 | 要求水準書 | 8 | 第1 | 3 | (7) | ア | d | 食器・食缶等 | 町様が調達する食器・トレイ・箸については、参考資料9に明記有りますが、スプーン・フォークの規格、寸法をご教授下さい。 | 参考資料9「使用予定食器一覧」に追加します。 |
| 32 | 要求水準書 | 8 | 第1 | 3 | (7) | ア | d | 食器・食缶等 | 食具のスプーン・フォークが参考資料9に記載されていませんのでご教授ください。(食缶は事業者調達ですが目安を提示ご教授ください) | スプーン・フォークについては、No. 30の回答をご参照ください。食缶については、要求水準書(案)をご覧ください。 |
| 33 | 要求水準書 | 12 | 第2 | 3 | (1) | イ | | 実施体制 | 「連絡会議を、月1回以上の・・・」とありますが、開始月は事業契約が本契約となった月を指すのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 34 | 要求水準書 | 12 | 第2 | 3 | (2) | ア | | 事前調査業務 | 事前調査業務について町が要望する最低限の調査にて御教示下さい。 | 要求水準書(案)のとおりです。 |
| 35 | 要求水準書 | 12 | 第2 | 3 | (2) | ア | | 事前調査業務 | 事業者の責任において事前調査を行った結果、近隣施設等に対策費用が発生した場合は、町側もしくは事業者側のどちらの負担でしょうか。 | 内容により、町と事業者との協議を行い、決定します。詳細については、入札公告時に示します。 |
| 36 | 要求水準書 | 13 | 2 | 3 | (3) | ア | a | 事前協議等 | 施設整備に伴う各種申請手続きについて都市計画法29条の申請は不要と考えて宜しいでしょうか。都計法施行令第21条に該当するかどうか、所轄の機関との事前打合せがお済見あれば、その内容についてお知らせください。 | 都市計画法第29条の申請は不要です。なお、都市計画法施行令第21条第26号イに該当します。 |
| 37 | 要求水準書 | 13 | 2 | 3 | (3) | ア | b | 事前協議等 | 町道認定の時期、側溝の敷設の有無、幅員、レベル等町道の仕様を教えてくださいませんか。 | 町道認定については、平成26年度中に実施し、側溝を敷設することを予定しています。また、幅員については、6メートルを予定しています。それ以外については、河川敷であることも考慮し、現段階では未定です。 |
| 38 | 要求水準書 | 13 | 2 | 3 | (3) | イ | a及びb | 申請等業務 | 確認申請提出先について指示はございますか。御教示下さい。 | 指示は、ありません。 |
| 39 | 要求水準書 | 13 | 2 | 3 | (3) | ウ | b | 交付金申請等支援 | 町が必要とする申請等に関する支援について、aの項目以外の概要について御教示下さい。 | 要求水準書(案)のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|---|---|----------|---|--|
| | | | 2 | 3 | (4) | ア | f | | | |
| 40 | 要求水準書 | 13 | 2 | 3 | (4) | ア | f | 設計協議 | 「設計業務アf.事業者は、町の要望に応じて、適宜栄養教諭……と協議を実施し、」とあるが、事業提案書内容に対して、どのような要望をイメージされているのかご教示ください。 | 具体的な内容は、提案内容に応じて事業契約後に示します。 |
| 41 | 要求水準書 | 13 | 2 | 3 | (4) | ア | h | 業務内容 | 町が実施する説明会等における資料作成の概要について御教示下さい。 | 本事業の説明にあたり、事業者の提案内容等の資料作成を想定しています。 |
| 42 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (4) | ア | h | 説明会 | 町が実施する説明会等(地域住民説明会、保護者説明会、食物アレルギー対応説明会)で想定される頻度を示してください。 | 参加希望者に対して、各1回程度を想定しています。 |
| 43 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (4) | ア | h | 説明会 | 町が実施する説明会等(地域住民説明会、保護者説明会、食物アレルギー対応説明会)の開催予定場所を示してください。 | 现阶段では未定ですが、通常、地域住民説明会については地元公民館、保護者説明会については各学校で行っています。 |
| 44 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (4) | ア | h | 説明会 | 町が実施する説明会等で事業者が行う説明補助等の支援について、想定される内容を示してください。 | 説明資料作成にあたっての支援等を想定しています。 |
| 45 | 要求水準書 | 14 | 第2 | 3 | (4) | ア | h | 地域住民説明会 | 地域住民説明会の規模、頻度等、想定しておく内容をご教示下さい。 | No. 42～44の回答をご参照ください。 |
| 46 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (5) | イ | o | 仮設車庫 | 仮設車庫の設置については、現況の配送用車庫と同等規模と考えて宜しいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 47 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (5) | イ | o | 建設期間中の業務 | 「解体にあたっては仮設車庫を現給食センター余剰地に設けること。」とありますが、仮設車庫は仮設であるため、屋根等もなく簡易的な駐車スペースを仮設車庫としてもよろしいでしょうか。 | 仮設車庫においても、防犯上セキュリティを確保した仕様とします。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 48 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (5) | イ | l | 建設期間中の業務 | 周辺地域の水枯れに対し事業者の責任において対応とありますが、リスクを試算するための資料をご提示ください。(周囲に井戸を持っている方のリスト・水量・地下水の流れ図等) | 対象地を中心に半径100メートル以内に井戸はありません。 |
| 49 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (5) | イ | o | 建設期間中の業務 | 仮設車庫の構造・規模・仕様は事業者提案と考えてよいでしょうか。 | No. 47の回答をご参照ください。 |
| 50 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (5) | イ | o | 建設期間中の業務 | 仮設車庫の設置場所は事業敷地内ならば事業者提案と考えてよいでしょうか。 | No. 47の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|------|---|------|-------------------|--|--|
| 51 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (5) | イ | o | 建設期間中の業務 | 仮設車庫の管理責任者は町と認識してよいでしょうか。 | 事業者の責任において、管理所有を行うものとします。 |
| 52 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (5) | イ | o | 建設期間中の業務 | 仮設車庫の所有者はだれになるのでしょうか。 | No. 47の回答をご参照ください。 |
| 53 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (5) | イ | o | 建設期間中の業務 | 仮設車庫はリース方式を採用し設置することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 54 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (6) | | a | 現学校給食センターの解体・撤去業務 | 現給食センター場内の線路沿いにある、別棟建物(車庫)は、新給食センターの工事期間中に先行して解体・整地することは可能と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 55 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 3 | (6) | | a及びb | 現学校給食センターの解体・撤去業務 | 撤去・処分する建物内の廃棄備品、施設内にある全ての厨房機器等の具体的な内容をご指示ください。 | 主な厨房機器等については、入札公告時に示します。 |
| 56 | 要求水準書 | 16 | 第2 | 3 | (11) | | | 配膳室改修支援業務 | 改修図面の作成、工事費の見積も必要と考えられる業務に含まれるのでしょうか。 | 図面作成及び工事費見積りは、想定していません。 |
| 57 | 要求水準書 | 17 | 第2 | 3 | (12) | エ | | 配送車両調達業務 | 配送車は2トンロングに限定でしょうか。3トン車、4トン車、ワゴン車は不可なのでしょうか。 | 配送校の搬入口の幅、奥行き等に合わせ事業者にてご提案ください。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 58 | 要求水準書 | 17 | 第2 | 3 | (12) | | | 配送車両調達業務 | 配送車の調達方法は事業者の提案とありますが、リース方式も提案可能と考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 59 | 要求水準書 | 17 | 第2 | 3 | (12) | | | 配送車両調達業務 | 施設整備完了、引渡時に配送車の名義は必ずしも粕屋町でなくても良いと考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 60 | 要求水準書 | 18 | 第2 | 3 | (14) | ア | i | 竣工図書 | 一式の保管場所を確保することとありますが、専用の部屋を設ける必要があるでしょうか。 | 保管場所の確保は、必要ありません。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 61 | 要求水準書 | 18 | 第2 | 3 | (14) | ア | i | 竣工検査、引渡し | 事業者は保管場所を確保すればよく、保管に関する責任はないと考えてよいでしょうか。 | No. 60の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|---|--|-------------|---|--|
| | | | 第3 | ウ | | | | | | |
| 62 | 要求水準書 | 19 | 第3 | ウ | | | | 開業準備業務 | 配送校の改修工事は、遅くとも8月10日位には完了していると考えてよいでしょうか(それ以降ですと開業までに配送リハーサルができない可能性が高いです)。 | 配送校配膳室内部までの配送は、想定していません。 |
| 63 | 要求水準書 | 20 | 第4 | 1 | (2) | エ | | 維持管理業務仕様書 | 「維持管理業務仕様書」は、「長期業務計画書」と合わせて、共用開始の2ヶ月前までに提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 64 | 要求水準書 | 20 | 第4 | 1 | (3) | オ | | 実施体制 | 「専用の管理システム等」とは事業者または事業者から業務を委託される企業のシステムを指すと考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 65 | 要求水準書 | 21 | 第4 | 1 | (6) | | | 修繕・更新 | 長期修繕計画の計画期間は竣工から本事業終了までと考えて宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 66 | 要求水準書 | 21 | 第4 | 1 | (6) | オ | | 修繕・更新 | 建築設備の主な修繕更新のうち「防災設備」について、消防法改正に伴い既存設備の更新・仕様変更等が必要となった場合は、リスク分担表・No.2に基づく町の負担と捉えて宜しいでしょうか？ また、他の建築物・建築設備に関する法対応も同様と考えて宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 67 | 要求水準書 | 21 | 第4 | 1 | (6) | オ | | 修繕・更新 | 「点検等により建物や各種設備・備品等の修繕等が必要と判断された場合」と記載があります。点検等は事業者が行うと思料しますが、修繕等が必要か否かの判断は町が行うのでしょうか、事業者が行うのでしょうか、ご教示ください。 | 入札公告時に示します。 |
| 68 | 要求水準書 | 21 | 第4 | 1 | (6) | オ | | 修繕・更新 | 「点検等により建物や各種設備・備品等の修繕等が必要と判断された場合、・・・適切に対応すること」と記載があり、下表の「建築設備の主な修繕更新」の内容として「〇〇設備の更新等」と記載があります。対応は基本的に「更新」を指すのでしょうか。部材や機器等を新しい物に取り替えることとなれば、大規模修繕に相当する行為となり事業者に過大の負担を強いると考えます。「〇〇設備の修繕等」に変更して頂けないでしょうか。 | 「修繕更新等」に変更します。なお、要求水準書(案)を修正しますので、ご確認ください。 |
| 69 | 要求水準書 | 21 | 第4 | 1 | (6) | オ | | 建築設備の主な修繕更新 | ここでの更新とはどのような意味でしょうか。 | No. 68の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|---------|-----------------------|---|--|
| 70 | 要求水準書 | 22 | 第4 | 1 | (6) | オ | ガス設備 | ガス設備ボイラーのオーバーホールとありますが、熱源としてLPガスを前提として計画するという意図でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 71 | 要求水準書 | 22 | 第4 | 1 | (7) | ア | 事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方 | 「町は、施設引渡し後、」とありますが、引渡し後は「事業終了後」と読み替えてもよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。なお、要求水準書(案)を修正しますので、ご確認ください。 |
| 72 | 要求水準書 | 22 | 第4 | 1 | (7) | ア | 大規模修繕 | 町は施設引き渡し後に電気・機械・機器の全面的な更新を行うとありますが、前項の事業期間中の更新とはどのような違いがありますでしょうか。 | No. 68、71の回答をご参照ください。 |
| 73 | 要求水準書 | 22 | 第4 | 1 | (7) | ア | 大規模修繕 | 町は事業期間終了時の検査で不適合と認められた場合の対応を求められていますが、配管腐食等に対する対応とは、全面的な配管撤去更新の意味も含まれますでしょうか。 | 配管の腐食、錆瘤の状況によります。 |
| 74 | 要求水準書 | 23 | 第4 | 2 | (1) | イ | 業務水準 | 「部材の劣化、・・・がない状態に保つこと」とありますが、要求水準の機能・性能を保持していても、部材の劣化は認めないという意でしょうか。 | 「部材の劣化、・・・がない状態に保つこと」については、削除します。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 75 | 要求水準書 | 27 | 第4 | 2 | (6) | イ (ア)-f | 洗浄殺菌計画 | 「洗浄殺菌計画」も、「長期業務計画書」と合わせて、共用開始の2ヶ月前までに提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、「長期業務計画書」に加え、年度始め1カ月前までに提出する「年次業務計画書」にも記載してください。 |
| 76 | 要求水準書 | 27 | 第4 | 2 | (6) | イ (ア)-h | 圧縮空気による塵埃の除去 | 「圧縮空気ですら表面から塵埃を除去することは避ける」との記載ですが、本記述は「ブロワー等にて塵埃を吹飛ばして除去することは避ける」との趣旨で、「掃除機等にて塵埃を吸引して除去することは差支え無い」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 77 | 要求水準書 | 30 | 第4 | 2 | (6) | イ | 対象業務 | 「防災諸設備および各種警報設備のセンター監視」とは、「事業者の従業員が、在館時に、通常業務の一環として当該 防災・各種警報設備のセンター監視を行うこと」との理解でよろしいでしょうか。 | 在館時については、調理員及び配送員以外の職員であれば、構いません。 |
| 78 | 要求水準書 | 33 | 第5 | 1 | (7) | | 自然災害時等の支援及び協力体制 | 炊き出し支援とは内容的にどのようなものを想定していますかご教授下さい | 炊き出し時に必要な人員等の協力支援です。詳細については、要求水準書(案)に示す協定によります。 |
| 79 | 要求水準書 | 33 | 第5 | 1 | (4) | ケ | 運営業務総則 | 配送校の新設、移転、減少の可能性があるという意でしょうか。 | この業務については、日々の必要給食数の調整です。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|---|-----|----------------------|--|--|
| 80 | 要求水準書 | 34 | 第5 | 2 | (1) | | | 運営担当者 | 調理責任者の資格等において、「栄養士の資格を有する者」とありますが、「栄養士又は調理師の資格を有する者」としていただけないでしょうか。 | 不可とします。 |
| 81 | 要求水準書 | 36 | 第5 | 3 | (1) | ア | | 日常の検収支援業務 | 日常の検収支援業務において、積み卸し、運搬及び開封補助で10人程度、数量確認及び計量補助で10人程度とありますが、合計20人程度必要とのことでしょうか。それとも述べ人数で20人程度であり、実質的には10人程度の従業員が作業を行うとのことなのでしょうか。 | 午前8:30頃は5人程度、11:30から14:00までの間に10人程度を2回で想定しています。 |
| 82 | 要求水準書 | 38 | 第5 | 3 | (1) | イ | h | 泥付野菜を使用する予定である。 | 想定されている泥付野菜の種類数と名称をご教授下さい。 | 想定献立表及び要求水準書(案)を参考に事業者にてご判断ください。 |
| 83 | 要求水準書 | 40 | 第5 | 3 | (1) | イ | (ケ) | アレルギー対応食の提供 | 『ランチジャー及び個別食器セットを専用容器で配送する』とありますが、ランチジャー及び専用容器の想定されている参考品番等ございましたら、提示ください。 | 事業者の提案によります。 |
| 84 | 要求水準書 | 40 | 第5 | 3 | (1) | イ | (コ) | 配缶 | ジャム、ソース等の運搬形態の考え方を教えてください。ビニール袋それとも専用容器でしょうか。 | ビニール袋での運搬を考えています。 |
| 85 | 要求水準書 | 42 | 第5 | 3 | (1) | エ | (エ) | 配送及び回収業務を行うにあたっての留意点 | 『配送校での食中毒事故発生に備え、衛生的に処理できる用具を備えておく』とありますが、これは事業者として配送車に備えておくということでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 86 | 要求水準書 | 42 | 第5 | 3 | (1) | オ | | 学校配膳室支援業務 | 「アレルギー対応食のため、配膳支援員1名を配置し、～」とありますが、共同調理場に常勤する人員との理解でよろしいでしょうか。また各運営担当者との兼任は可能でしょうか。 | アレルギー食対応も含めた配膳支援員と考えているため、必ず各校1名ずつの人材配置を想定しています。 |
| 87 | 要求水準書 | 42 | 第5 | 3 | (1) | オ | | 学校配膳室支援業務 | 『事業者は、アレルギー食対応のため、配膳支援員1名を配置し、常時連絡の取れる体制を・・・』とありますが、これはセンター内で受け答えができる人員を配置するのか。それともアレルギー対象校へ人員を配置するのでしょうか。 | アレルギー食対応も含めた配膳支援員と考えているため、必ず各校1名ずつの人材配置を想定しています。 |
| 88 | 要求水準書 | 42 | 第5 | 3 | (1) | オ | | 学校配膳室支援業務 | 「配膳支援員1名を配置し」とありますが、各校に1名という意でしょうか。 | No. 87の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------|------|---|-----|---|--------------|----------------|--|---|
| | | | 第5 | 3 | (1) | カ | | | | |
| 89 | 要求水準書 | 42 | 第5 | 3 | (1) | カ | | 廃棄物について | ゼリーやヨーグルトの容器やドレッシングやソース等の容器は、配膳校より共同調理場に回収されま すでしょうか。共同調理場に回収される場合、調 理品でないため、その処理費用は町の負担という 認識でよろしいでしょうか。 | 回収業務に直接搬入品の残滓、直接搬入品 以外の残滓及び容器を含み、直接搬入品の 容器は含みません。 |
| 90 | 要求水準書 | 42 | 第5 | 3 | (1) | カ | a | 施設内の残渣処理 業務 | 配送校からの残滓回収状況は、各食缶に戻す方 法ですか。それともポリ容器にまとめたの回収をお 考えでしょうか。また、ソースやマーガリンの袋等 は、学校処理との理解でよろしいでしょうか。 | 各食缶に戻す方法です。ソースなどの袋等 については、ご理解のとおりです。 |
| 91 | 要求水準書 | 44 | 第5 | 3 | (1) | ク | (イ)- b-ア) | 定期検査 | 「本件建物及び建設設備等」「調理設備及びその 取扱い状況」に関しましては、維持管理業務にお ける定期検査となりますので、運營業務からは削 除願います。※維持管理業務に加筆してはいか がでしょうか？ | 原案どおりとします。 |
| 92 | 要求水準書 | 45 | 第5 | 3 | (1) | ケ | (イ)-c | 運営備品等更新業 務 | 『食器・食缶の予備を常備』とありますが、食器の 予備についての管理は、市業務という理解でよろ しでしょうか。 | 食器の調達・更新については町で行いま すが、管理については、事業者にて管理するも のと想定しています。 |
| 93 | 要求水準書 | 46 | 第5 | 3 | (2) | イ | | 食材調達・検収業務 | その他食材の納品・検収時間は事業者の提案に よるものという理解で宜しいですか。 | 食材の納品・検収時間については、要求水準 書(案)に示すとおりです。 |
| 94 | 要求水準書 | 47 | 第5 | 3 | (2) | イ | | 食材調達・検収業務 | 前日納品と当日納品の時間帯が一緒ですが、ま だ処理の終わっていない当日使用分と翌日使用 分の同一食材があった場合、混在する可能性が ありますが、問題ないでしょうか。 | 混在のないよう処理するものとします。 |
| 95 | 要求水準書 | 47 | 第5 | 3 | (2) | イ | | 食材調達・検収業務 | 表に納品・検収時間が「午前8:30以降随時」と記 載がありますが、午前中の中に大枠で何回程度、 検収業務を行いますでしょうか？大枠で「1回目・ 何時～何時まで」「2回目・何時～何時まで」…と いった形でも構いませんのでご指示下さい。検品 量もご指示頂きたくお願い致します。下処理業 務・調理業務の時間と重なるため、あまり検品量 が多いようであれば、人員を確保する必要がある と考えます。P36ページの3節(1)アa.b.の検収支 援業務に10人程度必要と記載がありますので、あ る程度の人数確保が必要になります。 | No. 81の回答をご参照ください。 |
| 96 | 要求水準書 | 47 | 第5 | 3 | (2) | イ | | 食材一欄表の表記 | 食材の内容のみでなく大凡の量をお示し願いま す。 | 想定献立表及び要求水準書(案)を参考に事 業者にてご判断ください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------|------|---|-----|---|--------------|---|--|
| 97 | 要求水準書 | 49 | 第6 | 1 | (2) | | 本件施設の区域区分 | 「本件施設は約3,000㎡程度の規模とし～」と記載がありますが、延床約3,000㎡という理解で宜しいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 98 | 要求水準書 | 49 | 第6 | 1 | (2) | | 本件施設の区域区分 | 「排水に関しては粕屋町下水道条例に従い」とありますが、当該施設の下水道放流基準(BOD・SS/n-Hex)をご教示ください。 | 要求水準書(案)に示すとおり、下水道法及び粕屋町下水道条例をご参照ください。 |
| 99 | 要求水準書 | 49 | 第6 | 1 | (2) | | 本件施設の区域区分 | 粕屋町専用部分と事業者専用部分の両方にアレルギー相談室とありますが、両方から使いやすい位置にあれば兼用の提案も可能でしょうか？それとも各専用室は必須でしょうか？ | 事業者専用部分のアレルギー相談室を削除します。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 100 | 要求水準書 | 50 | 第6 | 1 | (3) | | 光熱水費の支払い | 現状、貴市が負担している光熱水費は年間幾ら程度でしょうか。参考までにご教示下さい。 | 参考にならないと考えています。なお、導入可能性調査(概要版)にて光熱水費の試算を公表しています。 |
| 101 | 要求水準書 | 51 | 第6 | 2 | | a | 荷受室 | 食材の受入れは、・・・とありますが、冷凍食品とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりです。 |
| 102 | 要求水準書 | 51 | 第6 | 2 | | a | 荷受室 | 『食材の受け入れは、野菜類・調味料乾物類・冷凍食品の受け入れを1箇所、魚肉類の受け入れを1箇所・・・』とありますが、ここで言う冷凍食品とは、何を示すのでしょうか。 | ここで言う冷凍食品は、全ての冷凍された食品を指します。 |
| 103 | 要求水準書 | 51 | 第6 | 2 | | d | 検収室 | 冷凍商品検収室では肉・魚を指すのでしょうか、また冷凍野菜の使用はあるのでしょうか(ホウレンソウ・コーン等)ご教授ください。 | 冷凍商品検収室では、冷凍商品(肉・魚・野菜)を扱います。 |
| 104 | 要求水準書 | 52 | 第6 | 2 | | a | 各下処理室 | 食材の下処理を行う室とし、・・・とありますが、一般下処理室で下処理を行う食材としては、どのようなものを想定しているのでしょうか。 | 野菜及び魚肉類以外の食品、豆腐・こんにゃく等の加工品を想定しています。 |
| 105 | 要求水準書 | 52 | 第6 | 2 | | | 各下処理室 | 一般食品下処理室で扱う食品をお教えてください。(野菜類・魚肉類以外？調味料・乾物関係を示すのでしょうか。) | No. 104の回答をご参照ください。 |
| 106 | 要求水準書 | 52 | 第6 | 2 | | | 各下処理室 | 魚肉類について下処理作業についてお教えてください。例えばパン粉付けや味付け等の下拵え作業があるのでしょうか？それとも全てセンター内で処理不要な冷凍食材でしょうか。 | 下ごしらえ作業も想定しています。 |
| 107 | 要求水準書 | 52 | 第6 | 2 | | a | 冷倉庫(室)冷凍庫(室) | 冷凍野菜はありませんかあれば内容をお知らせください。 | 冷凍野菜も考えています。内容については、想定献立表からご判断ください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------|------|---|--|---|--------|---|---|
| 108 | 要求水準書 | 52 | 第6 | 2 | | a | 各下処理室 | 一搬食品下処理室を独立させる意図はどうしてでしょうかまた、どのような食材でしょうか(植物系・動物系・加工品)ご教授ください。 | 食材については、No. 104の回答をご参照ください。 |
| 109 | 要求水準書 | 52 | 第6 | 2 | | c | 調味料計量室 | 専用の冷凍冷蔵庫は運用面を考慮し食品庫・調味料庫を隣接させそちらに設置でも宜しいでしょうかご教授ください。 | 構いませんが、食品用と調味料用の冷蔵庫は、区分してください。 |
| 110 | 要求水準書 | 52 | 第6 | 2 | | c | 各下処理室 | アレルギー食専用レーンは野菜下処理室内に設ける理解で宜しいでしょうかご教授ください。 | 野菜類及び魚肉類その他の食材の各下処理室で対応されることを想定していますが、安全性が確保できる合理的な理由がある場合には、その理由を示した上で提案することも認めます。 |
| 111 | 要求水準書 | 52 | 第6 | 2 | | e | 各下処理室 | 開缶下処理エリアとありますが食材は植物系との理解で宜しいでしょうかご教授ください。(汚染区域での開缶は汚染のリスクがありますが宜しいでしょうか) | 汚染のリスクのあるものを非汚染作業区域で作業しないためと考えています。 |
| 112 | 要求水準書 | 53 | 第6 | 2 | | a | 残渣処理室 | 『調理加工による残滓等・・・ゴミ置き場へ移送するための収納庫とする。』とありますが、残滓以外については、可燃物・不燃物庫への表記間違いではないでしょうか。 | No. 113の回答をご参照ください。 |
| 113 | 要求水準書 | 53 | 第6 | 2 | | a | 残渣処理室 | 記載内容の調理加工による残滓以外は事前に不燃物庫・可燃物庫で回収していれば收容しない考えで宜しいでしょうかご教授ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 114 | 要求水準書 | 53 | 第6 | 2 | | c | 残渣処理室 | 『検収時と下処理時に発生する・・・専用処理槽を設置すること』とありますが、学校から戻ってくる残滓等については、どのような処理を想定されているのでしょうか。 | 要求水準書(案)の残渣処理業務の記載内容をご参照ください。 |
| 115 | 要求水準書 | 53 | 第6 | 2 | | d | 残渣処理室 | 『分別廃棄、分別収集による・・・』とありますが、可燃物・不燃物庫への表記間違いではないでしょうか。または、外部ゴミ置き場のことでしょうか。 | No. 113の回答をご参照ください。 |
| 116 | 要求水準書 | 53 | 第6 | 2 | | d | 残渣処理室 | 上記に同じ(記載内容の調理加工による残滓以外は事前に不燃物庫・可燃物庫で回収していれば收容しない考えで宜しいでしょうかご教授ください。) | No. 113の回答をご参照ください。 |
| 117 | 要求水準書 | 53 | 第6 | 2 | | f | 残渣処理室 | 搬入口(残滓搬入)・回収口(業者受け取り)の考えで宜しいですか、また移送口(?)に関しては何を移送されるのかご教授ください。 | 回収又は移送口とします。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------|------|---|--|-----|------------------|---|---|
| 118 | 要求水準書 | 54 | 第6 | 2 | | e,f | 揚げ物・焼物・蒸し物室 | 『揚げ物調理は、・・・4,500食/1時間の能力を・・・』『焼き物調理は、・・・4,500食/1時間の能力を・・・』『蒸し物調理は、・・・4,500食/1時間の能力を・・・』とありますが、日能力ではないでしょうか。 | 調理後2時間以内の喫食を考慮し、時間能力としています。 |
| 119 | 要求水準書 | 54 | 第6 | 2 | | h | 揚げ物・焼き物・蒸し物調理室 | 1日当たり4500食とありますが最大7000食の供給能力を要求されていますので2献立のバランスから一方の献立の最大食数との見方で宜しいでしょうかご教授ください。 | 小学校・中学校の献立のうち小学校の最大食数4,500食が最大食数となります。 |
| 120 | 要求水準書 | 55 | 第6 | 2 | | a | 和え物室(冷蔵庫(室)付) | 冷却は和え物準備室または区画された境界線上に設置でも宜しいでしょうかご教授ください。 | 可能としますが、安全性が確保できる合理的な理由を示してください。 |
| 121 | 要求水準書 | 55 | 第6 | 2 | | b | 容器・器具・運搬用カート等洗浄室 | カート洗い場は2か所の要望に対しスペースの関係で洗浄室内に設けられない場合コーナーとして対応も可能でしょうかご教授ください。 | 可能としますが、三方を壁で囲う等、洗浄水が飛び散らないように配慮してください。 |
| 122 | 要求水準書 | 55 | 第6 | 2 | | c | 和え物室(冷蔵庫(室)付) | 釜と冷却機の設置位置に留意を釜と1次保冷冷蔵庫(庫)と読み替えて宜しいでしょうかご教授ください。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 123 | 要求水準書 | 55 | 第6 | 2 | | c | 容器・器具・運搬用カート等洗浄室 | 器具消毒保管庫はスペースの関係で設けられない場合近隣に設置でも宜しいでしょうかご教授ください。 | 不可とします。 |
| 124 | 要求水準書 | 55 | 第6 | 2 | | d | アレルギー専用食調理室 | 室内で全ての調理を完結することの記載に対してよりコンタミ等を防げれば配置の工夫をしても宜しいでしょうかご教授ください。 | 可能としますが、安全性が確保できる合理的な理由を示してください。 |
| 125 | 要求水準書 | 55 | 第6 | 2 | | f | 和え物室(冷蔵庫(室)付) | 上記に同じ(冷却は和え物準備室または区画された境界線上に設置でも宜しいでしょうかご教授ください。) | 可能としますが、安全性が確保できる合理的な理由を示してください。 |
| 126 | 要求水準書 | 55 | 第6 | 2 | | c | 炊飯室 | cの記載がありません。 | 要求水準書(案)を修正します。 |
| 127 | 要求水準書 | 56 | 第6 | 2 | | a | コンテナ室 | コンテナを消毒保管とは食器用コンテナに洗浄後の食器を収納し消毒保管と見て宜しいでしょうかご教授ください。 | ご理解のとおりです。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 128 | 要求水準書 | 56 | 第6 | 2 | | c | コンテナ室 | 食器用コンテナのコンテナ消毒装置と見て宜しいでしょうかご教授ください。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------|------|---|--|-----|------------------|---|---|
| 129 | 要求水準書 | 56 | 第6 | 2 | | b | 添物用検収・仕分室 | レイアウト上の問題で配送用風除室側に設置出来ない場合コンテナへの積込は最終段階の作業と予測されますので運用で対応との考えで宜しいでしょうかご教授ください。 | 安全性が確保できる合理的な理由を示した上であれば、配送用風除室側に設置しないことは認めますが、添物用検収・仕分室は、設置してください。 |
| 130 | 要求水準書 | 56 | 第6 | 2 | | b | 非汚染作業区域前室 | 男女別便所及び準備室から構成とありますが便所を近隣に配置として宜しいでしょうかご教授ください。 | 一体として考えてください。 |
| 131 | 要求水準書 | 58 | 第6 | 2 | | b | 書庫 | 8段キャビネットのサイズをお知らせください。 | 要求水準書(案)のとおりです。 |
| 132 | 要求水準書 | 59 | 第6 | 2 | | c | 多目的研修室(調理実習室を含む) | 一般的には車椅子対応の調理台は昇降式でオープンレンジが付かない仕様になりますが車椅子でも利用が可能な仕様はすべての調理台ででしょうかご教授ください。 | 車椅子対応の仕様は、1台とします。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 133 | 要求水準書 | 60 | 第6 | 2 | | a | 見学通路 | 120名程度の見学対応を想定するということが、(少ない人数の場合も含めて)どの程度の頻度での見学視察が想定されるでしょうか。 | 120名程度で、年4回を見込んでいます。 |
| 134 | 要求水準書 | 60 | 第6 | 2 | | d | 見学通路 | 調理機器は一般的にステンレス素材そのもので着色は付いていません。剥離する恐れがありますので素地のままとして宜しいでしょうかご教授ください。 | ご理解のとおりです。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 135 | 要求水準書 | 60 | 第6 | 2 | | J | 見学通路 | 現給食センターの調理設備の有効活用策を検討するのに必要な使用可能な機器をお知らせください。 | 全ての厨房機器が使用可能です。 |
| 136 | 要求水準書 | 60 | 第6 | 2 | | f | 玄関 | スロープを設けず車椅子対応の昇降装置としてはダメでしょうかご教授ください。 | 可能です。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 137 | 要求水準書 | 61 | 第6 | 2 | | b | 事業者用事務室 | 事業者用事務室の「設置階は2階とする。」とありますが、効率性等検討し、1階に設置することは可能でしょうか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 138 | 要求水準書 | 62 | 第6 | 2 | | a,b | 排水処理施設 | 「排水から油分等を除去するための施設」および「粕屋町下水道条例にもとづく特定事業場からの下水の排除の制限にかかる水質基準」とありますが、当該施設の下水道放流基準はBOD600ppm、SS600ppm、n-Hex30ppmと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------|------|---|-----|---|-------|---------------|--|--|
| 139 | 要求水準書 | 62 | 第6 | 2 | | | | 駐車場 | 見学用バスの駐車台数をご指示ください。 | 1回120名程度の見学者を想定しています。駐車台数については、事業者にてご判断ください。 |
| 140 | 要求水準書 | 62 | 第6 | 2 | | | b | 車庫 | 「公用車専用車庫(1台を想定)を設置」とありますが、常に公用車1台が共同調理場に駐車されるのでしょうか。また車庫に対する概要及び要求事項(屋根付き等)は特にないとの理解でよろしいでしょうか。 | 公用車用車庫は、常時確保するものとしませす。また、車庫の仕様については、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 141 | 要求水準書 | 62 | 第6 | 2 | | | b | 車庫 | 公用車専用車庫(1台)の設置については、既存給食センター解体後の設置と考えて宜しいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 142 | 要求水準書 | 63 | 第6 | 3 | (1) | ア | (ア) | 敷地内 | 雨水の再利用は可能でしょうか。可能な場合、再利用水を使用するにあたって基準があればご教示ください。 | 不可とします。 |
| 143 | 要求水準書 | 63 | 第6 | 3 | (1) | ア | (ア)-k | 施設性能 | 敷地内の雨水排水先は前面道路の側溝と考えて宜しいでしょうか。 | 本事業で発生する雨水については、東側道路側溝に排水することを想定しています。 |
| 144 | 要求水準書 | 65 | 第6 | 3 | (1) | ウ | C | 給食エリアに関する特記事項 | エリア内の機器とは食材と保存食を保冷する冷凍設備でしょうか監視・記録・通報のみで制御はしない考えでよろしいでしょうかご教授ください。 | そのほか、冷蔵庫や消毒保管機、コンテナ消毒装置も想定しています。制御については、事業者提案によるものとしませす。 |
| 145 | 要求水準書 | 67 | 第6 | 3 | (3) | ウ | c | 電源設備 | 電源設備の当欄における災害時危機管理に対する具体的な熱源組み合わせ対応計画とは、電力供給における熱源でしょうか。それとも、施設全体での厨房機器やボイラ等の熱源としての電気ガス油併用等の意味でしょうか。 | 給食提供に係る施設全体の熱源を対象とします。 |
| 146 | 要求水準書 | 67 | 第6 | 3 | (3) | エ | d | 施設内線 | d欄に関しては、電話設備に関する記述と思われまますが、外線以外はインターホンでもよろしいでしょうか。 | 不可とします。 |
| 147 | 要求水準書 | 69 | 第6 | 3 | (4) | ウ | c | 給水・給湯設備 | 本件施設には地下水は使用しないと記載ありますが、外構植栽の散水にも使用不可と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 148 | 要求水準書 | 69 | 第6 | 3 | (4) | ウ | h | 給食エリア等の給水栓 | レバー式(足踏み式、自動式)とありますが、こちらのいずれかを事業者によって選択してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 149 | 要求水準書 | 70 | 第6 | 3 | (5) | ウ | a | ゴミ置場 | 施設外部に設置との記載がございませすが、屋外での単独設置ではなく、外部に面した位置での設置と考えて宜しいでしょうか？ | 隔壁で仕切られ、衛生上問題がない位置であれば、屋外の単独設置でないことも認めませす。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------|------|---|-----|---|-------|-----------|--|--|
| 150 | 要求水準書 | 71 | 第6 | 4 | (2) | ア | (ウ)-f | シンク類の槽 | 『シャワー設備を設けること』とありますが、これは事業者として必要と思われるシンクに取り付けという判断でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、下処理室のシンクには必ず設置してください。 |
| 151 | 要求水準書 | 71 | 第6 | 4 | (2) | ア | (ウ)-d | 調理設備の一般事項 | シンク類の槽オーバーフローは、極力大型のものを用いること記入されてますが口径指示お願い致します。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 152 | 要求水準書 | 71 | 第6 | 4 | (2) | ア | (ウ)-e | シンク類の槽 | 槽の外面には、場合によって結露防止の塗装を施し、床面への水垂れを防止することかかれていますけど、全てのシンク類でしょうか。ご指示お願い致します。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 153 | 要求水準書 | 71 | 第6 | 4 | (2) | ア | (ウ)-f | シンク類の槽 | シャワー設備とはどのような利用目的ですか、また必要箇所はどのエリアのシンクでしょうかご教授ください。 | No. 150の回答をご参照ください。 |
| 154 | 要求水準書 | 73 | 第6 | 4 | (2) | ウ | (ア)-c | 調理釜 | エプロン内の排水が釜を傾けなくても可能な仕様は1メーカー独占のものであり競争になりませんので削除して頂けないでしょうかご検討願います。 | 方法が一つであるとは考えていませんので、要求水準書(案)のとおりです。 |
| 155 | 要求水準書 | 74 | 第6 | 4 | (3) | ウ | (オ)-a | 連続式炊飯器 | 「無洗米への対応も可能」と有りますが、新施設運営開始より無洗米を使用予定でしょうか。ご教授下さい。 | 無洗米への対応が可能な状態にしてください。 |
| 156 | 要求水準書 | 74 | 第6 | 4 | (2) | エ | (ウ)-b | 消毒保管庫・殺菌庫 | 食器・食缶等をコンテナに収納した状態をコンテナ及びカートと読み替えて宜しいでしょうかご教授ください。 | ご理解のとおりです。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 157 | 要求水準書 | 75 | 第6 | 5 | (1) | ア | | 収納棚 | 収納棚8800×380×1780については、合計幅が8800となる組合せの収納棚と解釈して宜しいでしょうか？ | 不可とします。 |
| 158 | 要求水準書 | 76 | 第6 | 5 | (1) | オ | | 多目的研修室 | 調理道具等収納に適宜とございますが、概要及び要求事項の多目的研修室g.に包丁まな板と記載がありますので、記載の物を調達を求められているとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 159 | 要求水準書 | 77 | 第6 | 7 | | | | 食器・食缶等 | 「試食会用として4セット」ありますが、4セットとは、4校分(配膳器具を含む)との理解でよろしいでしょうか。 | 4セットを120名分に変更します。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------|------|---|-----|---|---------------------|--|---|
| | | | 第6 | 7 | (1) | c | | | |
| 160 | 要求水準書 | 78 | 第6 | 7 | (1) | c | 食缶 | 汁物・揚げ・和え物用食缶は、内外ステンレス製・・・とありますが、中学生用の中蓋付二重保温食缶(16L)は、食缶の自重が重く、あまり製造メーカーがございません。汎用性と重量に対する負担軽減の観点より外装ステンレス・内装アルミ若しくは内外装アルミ製の物でもよろしいでしょうか？ | 食缶の仕様については、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |
| 161 | 要求水準書 | 78 | 第6 | 7 | (1) | c | 食缶 | 種類に記載のあります、「中ふた付二重保温食缶」は、丸型でも角型でもよろしいでしょうか？ | No. 160の回答をご参照ください。 |
| 162 | 要求水準書 | 78 | 第6 | 7 | (1) | c | 食缶 | 種類に記載のあります、「中ふた付二重保温食缶」についてですが、中ふた付は必須でしょうか？ | 必須とします。 |
| 163 | 要求水準書 | 78 | 第6 | 7 | (1) | c | 食缶(表) 中ふた付二重保温食缶 | サイズ欄上段:空欄は記載なしという理解で宜しいですか。 | ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。 |
| 164 | 要求水準書 | 78 | 第6 | 7 | (1) | c | 食缶 | 表のサイズ・容量には参考と記載ございますが、リッター数記載の物は、プラスマイナス何リッター差までなら同等として頂けますでしょうか？ | 事業者の提案によるものとします。 |
| 165 | 要求水準書 | 78 | 第6 | 7 | (1) | c | 食缶 | 表のサイズ・容量には材質の記載がございますが、材質も参考との理解でよろしいでしょうか？ | No. 160の回答をご参照ください。 |
| 166 | 要求水準書 | 78 | 第6 | 7 | (1) | c | 食器・食缶等 | この表に記載されている食缶の種類及びサイズ等は参考と考え事業者提案という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 167 | 要求水準書 | 79 | 第6 | 7 | (1) | c | 食缶 | 天ぷら入れ(320x190x95)の食缶は、どのような用途の食缶でしょうか。 | No. 160の回答をご参照ください。 |
| 168 | 要求水準書 | 81 | 第7 | 1 | (4) | | 長期業務計画書 | 単年度を計画対象とする「年次業務計画書」に対して、「長期業務計画書」は、維持管理期間全体の計画書との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 169 | 要求水準書 | 83 | 第7 | 2 | (1) | | 報告書、成果品 | 基本設計図書・実施設計図書の提出時の体裁仕様及び、部数をご指示ください。 | 入札公告時に示します。 |
| 170 | 要求水準書 | 84 | 第7 | 2 | (1) | | 提出書類 「竣工図書」 | 製本図(規格00mm版アパチャカード)とは市販されている規格でしょうか。 | 「規格00mm版アパチャカード」の記載は削除します。なお、要求水準書(案)を修正しますので、内容をご確認ください。 |

| No | 資料名 | 頁/ 様式 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|---------|----------|------|---|-----|--|-------------------|---|---|
| | | | 第7 | 2 | (2) | | | | |
| 171 | 要求水準書 | 85 | 第7 | 2 | (2) | | 維持管理・運營業務に関する報告書等 | 「年次収支報告書」について財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記)をご提出するとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 172 | 参考資料-1 | | | | | | 測量図 | 着色範囲が計画敷地と考えて宜しいでしょうか。また、測量図の面積と6ページの敷地面積が一致しません。測量図の面積を正と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 173 | 参考資料-1 | | | | | | 測量図 | 道路と敷地のレベルをお知らせください。 | 敷地内と東側道路部分では、建設予定地部分の方が50センチメートル程度高くなっています。 |
| 174 | 参考資料-1 | | | | | | 測量図 | 南側(県道24号線側)にアンテナ注及び電柱がありますが、移設が可能でしょうか。また、可能な場合、その費用負担は、町側もしくは事業者側のどちらの負担でしょうか。 | No. 17、22の回答をご参照ください。 |
| 175 | 参考資料-3 | | | | | | 地盤調査データ | 建築物の構造計画の為、標準貫入試験などの地質調査データは閲覧だけでなく配布いただけないでしょうか。 | 閲覧資料とします。 |
| 176 | 参考資料-6 | | | | | | 現学校給食センター現況図 | 配置、解体・撤去工事の検討の為、現学校給食センター現況図は閲覧だけでなく配布いただけないでしょうか。 | 閲覧資料とします。 |
| 177 | 参考資料-7 | | | | | | 送校配膳室概要 | 送校配膳室概要は閲覧だけでなく配布いただけないでしょうか。 | 閲覧資料とします。 |
| 178 | 参考資料-8 | | | | | | 給食時間及び回収時間 | 学校ごとに給食時間から回収時間に差があり、給食時間終了から1時間以上後の回収予定の学校がありますが、終了時間から30分後位に回収をさせていただいても宜しいでしょうか。 | 給食時間及び回収時間に記載された時間に回収してください。 |
| 179 | 参考資料-9 | | | | | | 使用予定食器一覧 | 食器の種類最下段の「PNB-33E」は型式が間違いではないですか。又最大使用点数及び食器4点の組合せを教えてください。 | 平成26年4月17日に修正していますので、ご確認ください。 |
| 180 | 参考資料-10 | | | | | | 想定献立表(中学校・小学校) | 献立の中で、加工食品や冷凍食品を使用する献立がありますでしょうか。使用するモノがあればご教示下さい。 | 加工食品や冷凍食品については、使用することを見込んでいます。想定献立表を参考にご判断ください。 |
| 181 | 参考資料-10 | | | | | | 想定献立表(中学校・小学校) | 使用する卵は液卵でしょうか。殻つき卵でしょうか。冷凍卵でしょうか。ご教示下さい。 | 凍結液卵を使用します。 |

| No | 資料名 | 頁／ 様式 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|---------|----------|------|--|--|--|--|--------------------|---|---|
| 182 | 参考資料-10 | | | | | | | 想定献立表 (中学校・小学校) | 野菜は冷凍野菜を使用しますか。使用するモノがあればご教示下さい。 | 冷凍野菜については、使用することを想定しています。想定献立表を参考にご判断ください。 |
| 183 | 参考資料-10 | | | | | | | 想定献立表 (中学校・小学校) | 野菜はカット野菜を使用しますか。使用するモノがあればご教示下さい。 | カット野菜については、使用することを想定しています。想定献立表を参考にご判断ください。 |
| 184 | 参考資料-10 | | | | | | | 想定献立表 (中学校・小学校) | カレーやシチューはルーから手作りしますか。ご教示下さい。 | 手作りすることを想定しています。 |
| 185 | 参考資料-10 | | | | | | | 想定献立表 (中学校・小学校) | 想定献立表における調理指示書・作業工程表をご提示下さい。作成していない場合は、現状の献立及び調理指示書・作業工程表で構いませんので、ご提示下さい。 | 現在は、作成していません。現状の献立等については、参考にならないと考えています。 |
| 186 | その他 | | | | | | | | 提案書の体裁仕様及び、部数をご指示ください | 入札公告時に示します。 |
| 187 | その他 | | | | | | | | 土壌汚染があった場合の対策費は本事業対象外と考えて宜しいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 188 | その他 | | | | | | | 敷地について | JR踏切横の道路接道する敷地部分がありますが、警察協議などにより配送車などの出入りが可能という確認をとられているのでしょうか。 | 確認は、とっていません。 |